

中国地方整備局用地関係業務請負基準「別記様式2 用地調査等共通仕様書（案）」新旧対照表

※赤字：今回改正箇所

新	旧																				
<p>用地調査等業務共通仕様書（案）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（省略）</p> <p>（業務従事者及び担当技術者）</p> <p>第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める業務従事者に、下表の業務内容毎に同表業務従事者の資格欄に掲げる資格を有する者を1名以上含めるものとする。（ただし、用地測量の実施に当たっては、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるものとする。）</p> <p>3 受注者は、第1項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第18号）により受注者に通知しなければならない。 なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。</p> <p>4 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。</p>	<p>用地調査等業務共通仕様書（案）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（省略）</p> <p>（業務従事者及び担当技術者）</p> <p>第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、その業務の内容により、下表の各号の一に定める資格を有する者を充てなければならない。ただし、監督職員がこれと同等の知識及び能力を有する者と認めたものについては、これをもって足りるものとする。</p> <p>2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第18号）により発注者に通知しなければならない。 なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。</p> <p>3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。</p>																				
表 業務従事者の資格	表 業務従事者の資格																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">業務内容</th> <th style="width: 80%;">業務従事者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3章 権利調査</td> <td>一 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。以下同じ。） 二 補償業務管理士（土地・物件）</td> </tr> <tr> <td>第4章 用地測量</td> <td>一 国土交通省公共測量作業規程のとおり（測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補）</td> </tr> <tr> <td>第5章 土地評価</td> <td>一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（土地評価）</td> </tr> <tr> <td>第6章</td> <td>一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	業務従事者の資格	第3章 権利調査	一 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。以下同じ。） 二 補償業務管理士（土地・物件）	第4章 用地測量	一 国土交通省公共測量作業規程のとおり（測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補）	第5章 土地評価	一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（土地評価）	第6章	一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">業務内容</th> <th style="width: 80%;">業務従事者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3章 権利調査</td> <td>一 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。以下同じ。） 二 補償業務管理士（土地・物件）</td> </tr> <tr> <td>第4章 用地測量</td> <td>一 国土交通省公共測量作業規程のとおり（測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補）</td> </tr> <tr> <td>第5章 土地評価</td> <td>一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（土地評価）</td> </tr> <tr> <td>第6章</td> <td>一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	業務従事者の資格	第3章 権利調査	一 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。以下同じ。） 二 補償業務管理士（土地・物件）	第4章 用地測量	一 国土交通省公共測量作業規程のとおり（測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補）	第5章 土地評価	一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（土地評価）	第6章	一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係
業務内容	業務従事者の資格																				
第3章 権利調査	一 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。以下同じ。） 二 補償業務管理士（土地・物件）																				
第4章 用地測量	一 国土交通省公共測量作業規程のとおり（測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補）																				
第5章 土地評価	一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（土地評価）																				
第6章	一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係																				
業務内容	業務従事者の資格																				
第3章 権利調査	一 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。以下同じ。） 二 補償業務管理士（土地・物件）																				
第4章 用地測量	一 国土交通省公共測量作業規程のとおり（測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補）																				
第5章 土地評価	一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（土地評価）																				
第6章	一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係																				

木造建物・木造特殊建物の調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（物件）
第6章 非木造建物の調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 二 補償業務管理士（物件）
第6章 機械設備・生産設備の調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士で当該設備に係る技術士 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（機械）
第6章 附帯工作物・立竹木・庭園・墳墓等の調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（物件・機械）
第7章 営業に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士又は会計士補 二 税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に規定する税理士 三 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第1項に規定する診断士 四 公共用地取得実務経験者 五 補償業務管理士（営業特殊・物件）
第7章 居住者・動産に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（営業特殊・物件）
第8章 消費税等調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 公認会計士法第17条に規定する公認会計士又は会計士補 二 税理士法第18条に規定する税理士 三 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令第4条第1項に規定する診断士 四 公共用地取得実務経験者 五 補償業務管理士（営業特殊）
第9章 予備調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（物件・機械）
第10章 移転工法案の検討	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（物件・機械）
第11章 再算定業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 上記各項目で従事した者 二 補償業務管理士（物件・機械）

木造建物・木造特殊建物の調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（物件）
第6章 非木造建物の調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 二 補償業務管理士（物件）
第6章 機械設備・生産設備の調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士で当該設備に係る技術士 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（機械）
第6章 附帯工作物・立竹木・庭園・墳墓等の調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（物件・機械）
第7章 営業に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士又は会計士補 二 税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に規定する税理士 三 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第1項に規定する診断士 四 公共用地取得実務経験者 五 補償業務管理士（営業特殊・物件）
第7章 居住者・動産に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（営業特殊・物件）
第8章 消費税等調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 公認会計士法第17条に規定する公認会計士又は会計士補 二 税理士法第18条に規定する税理士 三 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令第4条第1項に規定する診断士 四 公共用地取得実務経験者 五 補償業務管理士（営業特殊）
第9章 予備調査	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（物件・機械）
第10章 移転工法案の検討	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 二 公共用地取得実務経験者 三 補償業務管理士（物件・機械）
第11章 再算定業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 上記各項目で従事した者 二 補償業務管理士（物件・機械）

第12章 補償説明	一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（補償関連）
第13章 事業認定申請図書 等の作成	一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（補償関連）
第14章 地盤変動影響調査等	一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（事業損失）。 三 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 ただし、国土交通省公共測量作業規程に基づく水準測量を行う場合については、測量法第48条に規定する測量士又は測量士補
漁業調査	一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（営業特殊・事業損失）

第12章 補償説明	一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（補償関連）
第13章 事業認定申請図書 等の作成	一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（補償関連）
第14章 地盤変動影響調査等	一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（事業損失）。ただし、測量、非木造建物、機械 工 作物に関する調査は除く
漁業調査	一 公共用地取得実務経験者 二 補償業務管理士（営業特殊・事業損失）